

学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止についての基本的な考え方

(1) いじめの定義

【「いじめ」の定義 いじめ防止対策推進法 第2条】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

(2) いじめの解消

【文科省「児童生徒の問題 行動等生徒指導上の諸課題調査】

- ①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月を目安とする。
- ②いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒とその保護者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

(3) 学校及び教職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者及び地域と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めるようにする。

2 いじめ防止・いじめ問題対策に関する組織

いじめの防止を行うため、次の機能を担う「校内いじめ対策委員会」を設置する。

【校内いじめ対策委員会】

<構成員>

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生活指導主任、該当学年担任、養護教諭、スクールカウンセラー

※協議や対応する内容に応じて組織の構成員は柔軟に定める。

<活動>

- ① いじめの早期発見に関すること。(アンケート調査、教育相談等)
- ② いじめの未然防止に関すること。
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。

<開催>

月1回定例会(校内いじめ対策委員会)を行い、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

3 令和8年度の取組

(1) 昨年度のいじめの実態や対応から明らかになった課題

- ① 学校生活を「楽しくない」と感じている児童はとても少ないが、そう感じている児童を早く見取り、寄り添っていくかが重要と考えている。そして、対応については、職員、保護者と情報を共有しながら行っていく必要がある。
- ② アンケートでいじめ被害を訴えた児童の中には、面談を通して聞き取ると単発の単純ないさかいであったり、すでに解決していたりすることも多くある。しかし、アンケートが困ったり悩んだりしている児童の発見に効果を挙げていることや、相談するきっかけになっていることを考えて、小さな変化に気付く手段として継続的に行っていく必要がある。また、高学年になるほど、心配かけたくない、面倒なことになる等の理由で、正直に回答しないことも考えられるので、ふだんとは違う表情、言動を見逃さずに観察していきたい。
- ③ インターネットでのいじめ事案は報告されていない。しかし、SNS やオンラインゲームなどで、起きるトラブル（仲間外れや誹謗中傷、動画拡散等）を未然防止するために、情報モラルの授業や講演会を通して啓発していく必要がある。

(2) 課題を解決するための今年度の取組

- ① 安定した人間関係作りによるいじめの未然防止の取組
児童一人一人が認められて自己有用感をもち、お互いに相手を思いやれる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。

【具体的な取組】

- ・構成的グループエンカウンターやコグトレオンラインの実践を通して、学級やチームの心理的安全性を高める。
- ・QUの結果を参考に、個々の特性や現状に合わせた支援や学級経営を進める。
- ・道徳教育、人権週間の取組等を計画的に指導し、自他の命の大切さについての指導を行う。

- ② 児童の様子を細やかに見取り、変化に気付く取組

児童の小さな変化を見逃さず、教職員全員で子供たちを細やかに見取ることで、児童が安心感をもって生活できる学校環境を作る。また、アンケートや面談については、事前に実施期間、期限を伝達することで、職場の意識向上を図るようにする。

【具体的な取組】 ※別紙の年間指導計画参照

- ・年間11回のアンケート（いじめアンケート・心のアンケート）の実施
※毎月15日から実施。1週間をめぐりに集約→生活指導担当に提出
※月末までに生活指導担当が全学級の調査報告を起案→問題があれば即対応
- ・年間5回の全員面談の実施
- ・年間2回の保護者アンケート
- ・年間3回の地域の方(主に学校評議員)との情報共有及び協議
- ・学校におけるいじめの相談・通報窓口の設置
- ・スクールカウンセラーの活用

月	いじめアンケート	全員面談	心のアンケート	保護者アンケート	地域の方との協議
4	○	○			
5			○		
6	○	○			○
7			○	○	
9	○	○			
10			○		
11	○	○			
12			○	○	○
1			○		
2	○	○			○
3			○		

③ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、以下のような取組みを実施していく。

【具体的な取組】

- ・特別の教科「道徳」にて、ネットモラルを題材にした指導を行い、「日々の道徳規範はネット空間にも重要である」ことを繰り返し伝えるようにする。また、講演会や人権集会等で、児童が情報発信や通話・通信でのやりとりをすることで起きる問題が増えている現状を伝え、情報発信ややりとりでのいじめの予防に重点を置いた指導に努める。

(3) いじめを確認した場合の対応

いじめの事実が確認された場合は、いじめを直ちにやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

① いじめの情報のキャッチ

いじめ対策チームの編成 = 【いじめ対策会議】の立ち上げ
校長、教頭、生活指導主任、学年主任、担任、当該学年担任、
養護教諭、スクールカウンセラー等、事案に応じて編成する。

② 対応方針の決定・役割分担

- 情報の整理…多面的に情報を分析
- 対応方針
 - ・緊急度の確認、「自殺」「暴行」等の危険度を確認
- 役割分担
 - ・被害者、加害者、周辺児童生徒からの事情聴取と支援・指導担当
 - ・保護者への対応担当・関係機関への対応担当

③ 事実の究明

- ・ いじめの状況、いじめのきっかけの聴取
- ・ 事実に基づく聴取は、被害者→周囲にいる者→加害者の順に行う。
- ・ 複数の教員で聴取を進め、情報提供者についての秘密を厳守する。
- ・ 加害者が、被害者や通報者に圧力をかけることを防ぐ。
- ・ いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じる。

④ 指導の留意点

○いじめ被害者への対応

- ・ 担任を中心に、児童が安心して話せる教員が対応する。
- ・ 学校はいじめの事実を絶対に許さないことや、今後の指導のあり方を伝える。
- ・ 児童のよさや優れているところを認め、常に寄り添い励ます。
- ・ いじめ加害者との今後の関係などを、具体的に指導する。
- ・ 面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。

○いじめ加害者への指導・対応<複数職員での対応・記録の保存>

- ・ 事実確認を行う教員は中立の立場で行う。
- ・ いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- ・ 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくべきかを伝え、確認する。
- ・ 被害者の辛さを想像させ、いじめは決して許されないことを認識させる
- ・ 授業や学級活動等を通して個のよさや成長を認め、プラスの行動に向かわせていくようにする。

○観衆・傍観者への指導・対応

- ・ いじめは、学級や学年及び学校全体の問題として対応し、いじめの問題を教員が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。
- ・ いじめの事実を告げることは、告げ口やチクリなどというものではないことを徹底し、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。
- ・ 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。

⑤ 保護者との連携

○いじめ被害者の保護者との連携

- ・ 事実が明らかになった時点で速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・ 学校として徹底して子どもを守り支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・ 対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの子どもの様子等について情報交換をする。

○いじめ加害者の保護者との連携

- ・ 事情聴取後、家庭訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で子どもに事実の確認をするとともに、相手の子どもの状況を伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。

- ・指導の経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを示す。
- ⑥ 警察や児童相談所など関係機関との連携
 - ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(4) 重大事案についての対処

① 重大事案についての基準

【重大事案とは】

- いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(児童等が自殺を企図した場合、心因性の身体反応が続く、金銭の要求をされ渡した等)
- いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。長期欠席の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合は、迅速に調査に着手する。
- ※ 児童や保護者等から、いじめにより重大事態に至ったという申立てがあったとき。重大事案が発生したもとして報告・調査等にあたる。

② 重大事案発生時の連絡体制

発見者⇒担任⇒学年主任⇒生活指導主任⇒教頭⇒校長
校長⇒教育委員会学校指導課

※緊急時には、臨機応変に対応する。

※教育委員会への一報後、改めて文書で報告する。

※必要に応じて警察等関係機関にためらわずに通報する。

③ 重大事案発生時の初動

○緊急いじめ対策委員会の招集

○教育委員会学校指導課への報告と連携

○調査<事実の究明>…公平性・中立性を確保する

調査対象者へ調査の目的や内容を伝達する

・アンケート調査

・いじめの状況やいじめのきっかけの聞き取り調査

事実に基づく聴取：被害者→周囲にいる者→加害者の順

○警察への通報など関係機関との連携

4 学校の取組に対する検証・見直し

- ・学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるようにする。
- ・いじめに関する調査や保護者への学校診断アンケートを実施し、いじめ対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。
- ・いじめに関する点検・評価に基づき、学校いじめ防止基本方針および年間計画を見直す。